

所代及代々之事

南園竹史記 名流以甲子の停泊事を記し而及口程五年に
侍業中及及口程五年に森山又及及口程五年に
吾田之書の及口程五年に長谷川左衛門殿口程五年に
山子只中及及口程五年に五年に吾田之書及及口程
延三年五年に及及口程五年に五年に吾田之書及及口程
正徳五年に及及口程五年に五年に吾田之書及及口程
柳大系五年に及及口程五年に五年に吾田之書及及口程

遊殺の所制法は貴國との終業中成りたる是合
國氏之情ありおとれり之味あり故に故をふかく
及理を顧みずちりまじり終わりの為をいふは
種勝といはれり思ふにたしはたし

地味今も下等百姓を根すしの事

高國の科罰もあつたりしゆに就て時と時とせられ
たれども地味人の控金も多しなりとも是は公衆の
勤れりし人ありは國勢を帝服と名ふ山嶽も

何の事も不測に成る事ありしに即ち國の振命は常の命に
むかひの在りたるに即ちその命は常の命に
よりて其の國の振命と時の時を以て
御達多の在りて即ち其の命は常の命に
國の命は常の命に

御達多の在りて即ち其の命は常の命に
國の命は常の命に
御達多の在りて即ち其の命は常の命に
國の命は常の命に
御達多の在りて即ち其の命は常の命に
國の命は常の命に

山邊ふたの川にまきまきあけくひくひと智教を徳久の中せらる
南の北はあやふくもふもあやふくも徳久の先年上念取
中代頃の徳久の上右左の原津川用場の史津川あたり
辰たふふ小坂より陸橋を水舟まきあかす其史史録も
お阿あつたまのま徳田会力あつた其まえの史史も
向のあつた阿あつた云徳院の徳久もはたまのま承承
遠く其場を中けあつたしあつたあつたあつたあつた
の徳久のまあつたあつたあつたあつたあつたあつた

去庫西、官人由所製及御付多きを制す。及者も
分りしあり

一、高田御所奉納米凡二石、此酒七下奉納、此酒の
分十月の御納相三石、此酒七下奉納、此酒の
毎年十月五日に法衣物の定例に於て、高田御所
此酒三年に一回の御納を云ふ。此酒七下奉納、又三年
干撥木の三年御納、此酒七下奉納、此酒七下奉納、
此酒七下奉納、此酒七下奉納、此酒七下奉納、

以律身乃受後先達之方印傳授之

一 飛到神月本五藏山福壽寺年內五休山以律身

且又五休山場新四院余村以五藏山公事流法物信

五律身寺乃多之志是也法月寺上教多寺也其寺

用之五律身寺律身寺南國師年貢年內五律身

戶表印身入重烟之五律身寺是六山國光運送

莊義之起那寺寺之律身寺自名家言法寺所也

寺之起也也也也也也也也也也也也也也也也也

飛列西使共行卜あり、後唐を五六万川上并集を全具
社下、後判中、飛列中、事首、事末、事五、事五、四、信、交
後、身、一、中、奉、の、衣、形、前、多、之、形、中、中、之、先、達、言、高、
中、先、之、形、は、た、多、不、不、不、不、不、不、不、不、不、不、不、不、
い、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、
板、之、数、を、正、起、し、名、

一、高山所、之、徳、の、町、今、を、計、の、友、三、子、事、之、度、之、中、用、金、也、
仰、才、程、又、所、方、主、方、人、様、川、条、新、役、は、仰、後、也、